

千葉県がん診療連携協議会小児がん専門部会の新設について

1 これまでの経緯

国は、小児がん患者の数が限られている中、質の高い医療及び支援を提供するためには、一定程度の医療資源の集約化が必要なことから、地域バランスを考慮し、全国に15か所の小児がん拠点病院を指定している。

今年度新たに、小児がん拠点病院と連携する小児がん連携病院を厚生局ブロックごとに指定した。県内では千葉県こども病院、千葉大学医学部附属病院、成田赤十字病院、日本医科大学千葉北総病院、千葉県がんセンターの5病院が指定された。

他県の指定状況については、国立成育医療センターのHP参照。

https://www.ncchd.go.jp/center/activity/cancer_center/cancer_kyoten/index.html

2 平成30年度子ども・AYA世代部会における議論

昨年度の部会では、事務局から診療支援体制（案）として①センターの設置②協議会等の開催③「千葉県小児がん拠点病院」の設置の3つを提示し、方向性についてご意見をいただいた。なんらかの形で診療支援体制は県内で作っていく必要があるが、体制整備の方向性については今後検討していくことになっていた。

3 小児がん専門部会の新設について

5病院が小児がん連携病院に指定されたことから、小児がんの診療体制整備を進めるため、令和2年2月3日に開催された千葉県がん診療連携協議会において「千葉県がん診療連携協議会小児がん専門部会」の新設について承認された。詳細については別紙のとおり。

小児がん専門部会の新設について

小児がん拠点病院は地域ブロック単位の整備であるため県内病院の指定はないが、令和元年10月、県内の5病院が新たに小児がん連携病院に指定された。

県内の小児がん診療について、小児がん拠点病院との連携の下、県内の連携協力体制を整備するため、千葉県がん診療連携協議会に小児がん専門部会を新たに設置する。

1. 名称 千葉県がん診療連携協議会 小児がん専門部会

2. 設置日 令和2年4月1日

3. 部会員

(ア) 千葉県内の小児がん連携病院

(イ) 千葉県内のがん診療連携拠点病院・協力病院等のうち小児がん診療を担う施設

(ウ) 千葉県医師会（小児科医会）

(エ) その他関係団体

4. 所掌事項

(ア) 千葉県における小児がん診療の質の向上に関すること

(イ) 千葉県における小児がん診療連携協力体制に関すること

(ウ) 千葉県における小児がん診療のPDCAサイクルの確保に関すること

(エ) 千葉県内の小児がん連携病院等の機能強化に関すること

(オ) 千葉県がん対策推進計画の小児がん医療に関すること

(カ) 千葉県がん対策審議会 子ども・AYA世代部会との連携協力に関すること

5. 令和2年度の検討事項（案）

(ア) 千葉県内の小児がん連携病院、がん診療連携拠点病院等の診療体制と実績の共有

① 集学的治療・標準的治療

② 薬物療法

③ 緩和ケア

④ 地域医療連携

⑤ 相談支援・セカンドオピニオン

⑥ 患者の発育及び教育等に関して必要な環境整備

⑦ その他

(イ) 千葉県内の院内がん登録のデータの分析、評価

(ウ) 小児がん拠点病院との体系的な連携体制の構築

【参考】

1 小児がん拠点病院（関東甲信越ブロック）

- 埼玉県立小児医療センター（埼玉県）
- 国立成育医療研究センター（東京都）
- 東京都立小児総合医療センター（東京都）
- 神奈川県立こども医療センター（神奈川県）

2 小児がん連携病院（千葉県）

- 千葉県がんセンター（特定のがん種等についての診療を行う連携病院）
- 千葉大学医学部附属病院（地域の小児がん診療を行う連携病院）
- 千葉県こども病院（地域の小児がん診療を行う連携病院）
- 日本医科大学千葉北総病院（地域の小児がん診療を行う連携病院）
- 成田赤十字病院（地域の小児がん診療を行う連携病院）

3 小児がん連携病院の指定について

（「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」より引用）

小児がん拠点病院は、地域の「質の高い医療及び支援を提供するための一定程度の医療資源の集約化」を図るために、次に掲げる（1）から（3）のそれぞれの類型ごとに、小児がん連携病院を指定することができる。指定に際しては、事前に地域ブロック協議会において議論を行い、意見を聴取することとする。

（1）地域の小児がん診療を行う連携病院

拠点病院以外であっても、標準的治療が確立しており均てん化が可能ながん種について、拠点病院と同等程度の適切な医療を提供することが可能な医療機関。

（2）特定のがん種等についての診療を行う連携病院

現時点で均てん化が難しく、診療を集約すべき特定のがん種（脳腫瘍や骨軟部腫瘍等）に対して、適切な医療を提供できる医療機関又は、限られた施設でのみ実施可能な粒子線治療等の標準的治療を提供する医療機関。

（3）小児がん患者等の長期の診療体制の強化のための連携病院

地域で小児がん患者の晩期合併症や移行期医療に対応するために、長期フォローアップとともに、必要に応じた適切な医療を提供することが可能な医療機関。